

設計住宅性能評価内容書（必須項目）

020-50-2020-1-1-07850

一部選択項目を含む

項目		結果	
1. 構造の安定に関する事	1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ	
		③ 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度	
		2 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度	
	□ 評価対象外(免震建築物)	1 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）に対して倒壊、崩壊等しない程度	
		1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	地震に対する構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ
		③ 稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの）の1.5倍の力に対して損傷を生じない程度	
	□ 評価対象外(免震建築物) □ 選択せず	2 稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの）の1.25倍の力に対して損傷を生じない程度	
		1 稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの）に対して損傷を生じない程度	
		1-3 その他 (地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	評価対象建築物が免震建築物であること □ 免震建築物 ■ その他
	1-4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ	
② 極めて稀に（500年に一度程度）発生する暴風による力（建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍）の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する暴風による力（同条に定めるもの）の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度			
1 極めて稀に（500年に一度程度）発生する暴風による力（建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍）に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する暴風による力（同条に定めるもの）に対して損傷を生じない程度			
□ 選択せず	1-5 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ	
	2 極めて稀に（500年に一度程度）発生する積雪による力（建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍）の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する積雪による力（同条に定めるもの）の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度		
	1 極めて稀に（500年に一度程度）発生する積雪による力（建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍）に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する積雪による力（同条に定めるもの）に対して損傷を生じない程度		
■ 該当区域以外 □ 選択せず	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法 地盤調査方法 [ スウェーデン式サウンディング試験 ] 地盤改良方法 [ 小口径鋼管工法 ] □ 地盤の許容応力度 [ kN/m <sup>2</sup> ] ■ 杭状改良地盤の許容支持力度 [ 20 kN/m <sup>2</sup> ] □ 杭の許容支持力 [ kN/本 ] □ 杭状改良地盤の許容支持力 [ kN/本 ]	
	1-7 基礎の構造方法及び形式等	直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長 ■ 直接基礎 構造方法 [ 鉄筋コンクリート造 ] 形式 [ ベタ基礎 ] □ 杭基礎 杭種 [ ] 杭径 [ cm ] 杭長 [ m ]	
	3. 劣化の軽減に関する事	3-1 劣化対策等級 (構造躯体等)	構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度
③	通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代（おおむね75～90年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている		
	2 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代（おおむね50～60年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている		
	1 建築基準法に定める対策が講じられている		
4. 維持管理・更新への配慮に関する事	4-1 維持管理対策等級 (専用配管)	専用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理（清掃、点検及び補修）を容易とするため必要な対策の程度	
		③ 掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている。	
		2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている	
		1 その他	
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関する事	5-1 断熱等性能等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度	
		④ 熱損失等の大きな削減のための対策（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度）が講じられている	
		3 熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている	
		2 熱損失の小さな削減のための対策が講じられている	
	1 その他		
	5-2 一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度	
		④ 地域区分 [ 6地域 ] ■ 外皮平均熱貫流率 [ 0.44 W/m <sup>2</sup> ・K ] ■ 冷房期の平均日射熱取得率 [ 1.2 ] □ 選択せず	
5 一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準に相当する程度）が講じられている			
■ 選択せず	4 一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度）が講じられている		
	1 その他		